

# 「おきなわ地域教育の日」に関する推進要領

沖縄県社会教育関係団体等連絡会

令和元年5月9日 一部改正

## 1 趣 旨

近年、子どもが被害者・加害者となる事件・事故があとを絶たず、深刻な社会問題となっている。これは、コミュニケーション不足や青少年と地域とのつながりが希薄になっていること等がその要因とされている。

こうした中で、安全・安心なまちづくりや地域の活性化を通して結いの心で子ども達を育み、県民総がかりで「地域の子は地域で守り育てる」気運の醸成を図るため、「おきなわ地域教育の日」を設定する。

## 2 設定日

毎月第3土曜日を、「おきなわ地域教育の日」とする。

但し、市町村や各地域の実情や特色に応じて、同月内で柔軟に設定できるものとする。

## 3 推進始期

平成22年4月

## 4 推進主体

沖縄県社会教育関係団体等連絡会

(一社)沖縄県PTA連合会、(一社)沖縄県子ども会育成連絡協議会、  
沖縄県高等学校PTA連合会、(一社)沖縄県婦人連合会、沖縄県青年団協議会、  
沖縄県公民館連絡協議会、(一財)日本ボーイスカウト沖縄県連盟、  
(一社)ガールスカウト沖縄県連盟、沖縄県ユネスコ協会、  
沖縄県社会教育委員連絡協議会、沖縄県社会教育指導員連絡協議会、  
(公社)沖縄県青少年育成県民会議、(公財)沖縄県老人クラブ連合会  
沖縄県特別支援学校PTA協議会

## 5 推進体制

「おきなわ地域教育の日」の推進については、社会教育関係団体等連絡会が主体となり、沖縄県教育委員会、沖縄県、市町村、その他関係機関・団体等と連携を図りつつ推進する。

## 6 地域での「おきなわ地域教育の日」の活用

市町村や各地域（自治会、社会教育関係団体、青少年育成関係団体等）で、これまで行われてきた活動や行事等に、大人だけではなく子どもたちの参加を呼びかけ、地域でふれあう機会を増やすとともに、青少年健全育成について考える日とし、地域全体で子どもたちを守り育てていくという意識高揚のきっかけとする。

## 7 主な取組事項

### 1) 各構成団体等に対する取組

社会教育関係団体等連絡会のネットワーク及び構成団体等に対して「おきなわ地域教育の日」の周知及び活用を推進する。

### 2) 沖縄県教育委員会との連携

県教育委員会の各事業・研修やネットワーク等を通して、「おきなわ地域教育の日」の広報・啓発に努める。

### 3) 各市町村・地域に対する啓発

市町村や地域に対して、「おきなわ地域教育の日」の活用例（別紙）を紹介し、広報・啓発に努める。